

◆経済財政運営と改革の基本方針2015

「幼児教育の無償化」が「骨太の方針2015」の
“教育再生”項目の先頭に盛り込まれる
子ども・子育て支援新制度を着実に実施

政府は、6月30日、経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針）を閣議決定しました。「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」の内容は、次のとおりです。

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題**2. 女性の活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮****[2]結婚・出産・子育て支援等**

「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。「待機児童解消加速化プラン」、「放課後子ども総合プラン」等も確実に推進する。

[3]教育再生と文化芸術・スポーツの振興

（教育再生）

幼児教育は人格形成の基礎を培うものであり、重要な政策課題として総合的にその振興に取り組む。家庭の教育費負担軽減の観点から、「少子化社会対策大綱」等も踏まえ、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めるとともに、無利子奨学金の充実や授業料等負担の軽減に取り組む。

内閣府ホームページ 経済財政運営と改革の基本方針2015
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/decision0630.html>

[今号は1枚]